

深川観光バス 安全マネジメントの取り組みについて

令和2年4月6日

深川観光バスは安全最優先を基本理念とし、“より安全・安心なバス”を目指して、PDCAサイクルを活用し、輸送の安全性の向上に取り組んでまいります。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
6. 輸送の安全に関する教育の実施状況
7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

深川観光バスは、“より安全と安心なバス”を目指して社員一丸となって輸送の安全の確保に努めております。

【安全基本方針】

- ①法令、規程の遵守
- ②輸送の安全、安心を最優先

1. 私たちは、「輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、社会的使命である」ことを認識し、向上心を持ってPDCAサイクルを活用して、輸送の安全性の向上を図ります。
2. 私たちは、関係法令・規則を遵守します。
3. 私たちは、人命を尊重し、人身事故の絶滅を図るため、輸送の最重点目標と安全のための重点目標に取り組めます。

【安全目標】

- ①重大事故を起こさない
- ②人の安全を確保する
- ③無理な運転、走行はしない

制定:平成31年4月1日

代表取締役社長 浅井敬司

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

平成 31 年度(R1) 輸送の安全に関する目標

輸 送 の 安 全 に 関 す る 目 標

1. 重大事故を起こさない
2. 人の安全を確保する
3. 無理な運転、走行はしない

平成 31 年度(R1) 輸送の安全に関する目標の達成状況

目 標	達 成 状 況
1. 人身事故	目標を達成できました。
2. 有責事故	目標を達成できました。

3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

項目	件数
1. 第 2 条第 1 項（転覆・転落・火災・踏切）	0 件
2. 第 2 条第 2 項（死者・重傷者）	0 件
3. 第 2 条第 3 項（積載物の飛散・漏洩）	0 件
4. 第 2 条第 4 項（操縦装置・扉の不適切）	0 件
5. 第 2 条第 5 項（疾病による運行中止）	0 件
6. 第 2 条第 6 項（車両故障）	0 件
7. 第 2 条第 7 項（特別な報告）	0 件

4. その他

その他	達 成 状 況
1. 微細な物損等	0 件

以上

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

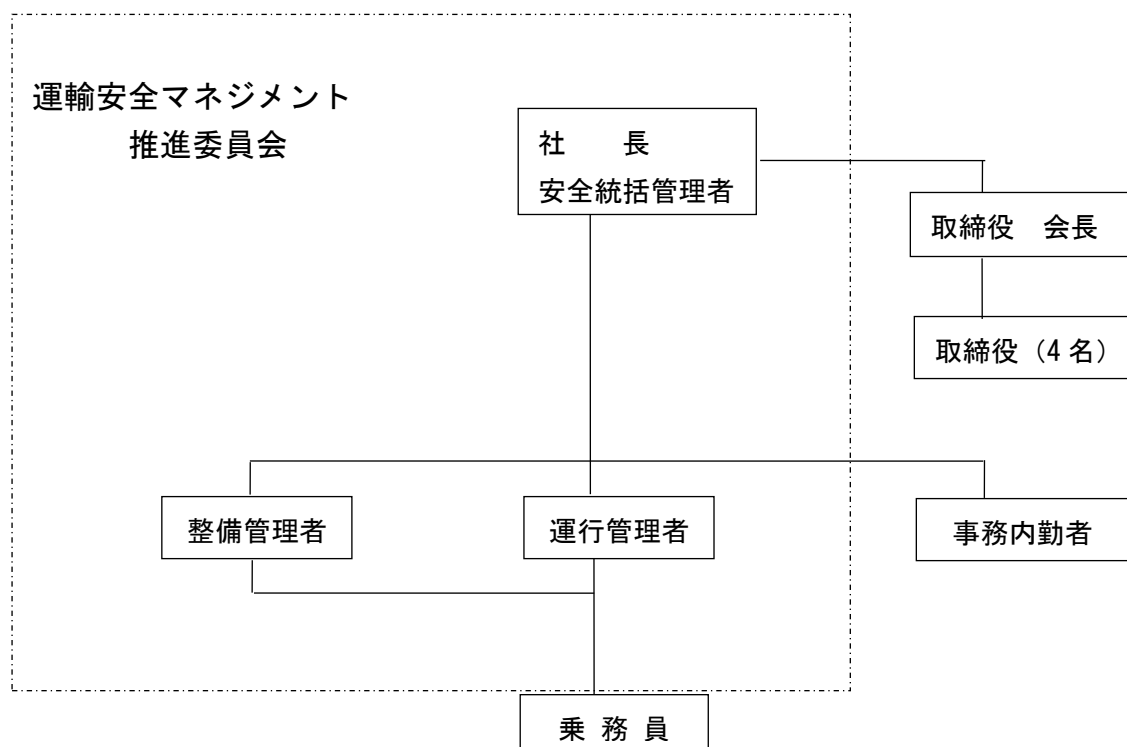
《輸送の安全のために講じた措置（平成 31 年度 R1）》

- ・ 車内事故防止におけるシートベルト着用およびマナー等に関する教育指導の実施
- ・ 事故事例の資料を利用した危険予測訓練とヒヤリハットの実態調査
- ・ 車両火災を想定した避難訓練
- ・ 車両の整備点検

《輸送安全のために講じようとする措置（平成 31 年度 R1）》

- ・ 車内事故防止におけるシートベルト着用およびマナー等に関する教育指導のレポート実施
- ・ ドラレコ、デジタコを利用した危険予測訓練とヒヤリハット実態調査
- ・ 車両火災を想定した避難訓練のレポート実施

5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制



6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

月	事故防止等取組内容	主な教育担当	記 事
4	・春の全国交通安全運動 ・事業用自動車運転の心構え ・タイヤ交換の留意点	安全統括管理者（運管） 整備管理者	交通弱者の保護ほか 安全運転の基本事項 空気圧、締め付けトルク
5	・バスの構造上の特性 ・安全確保の遵守事項 ・連休中の事故防止	運行管理者、 整備管理者	車両の陰の自転車、バイク 急の付く動作は避ける 混雑に対する注意事項
6	・安全運行の遵守事項 ・サービス向上にむけて ・車両火災等の緊急対応	運行管理者	事故発生時、災害の対応 車内アナウンスほか 乗客の誘導、応急手当、消火
7	・夏全国交通安全運動 ・旅客の乗降時の安全確保 ・運行路線の道路、交通状況	運行管理者	飲酒に関する指導管理 事故資料【交通安全情報】 道路情報の事前把握
8	・車両総点検 ・危険予測、回避 ・ドラレコ記録活用と指導	運行管理者、 整備管理者	点検と整備 重大事故発生実務訓練 画像による検証
9	・秋の全国交通安全運動 ・運転適性に応じた運転 ・ヒヤリ・ハット検証	安全統括管理者、 運行管理者	夕暮れ時等の事故防止 適正結果による心がけ 安全に対する考え方
10	・事故にかかわる運転者の心理、対処	運行管理者	過労、睡眠不足及び危険運転 やヒューマンエラーの防止
11	・冬の全国交通安全運動 ・健康管理の重要性	安全統括管理者 運行管理者	初冬期の事故防止車両点検 運管一般講習【11/20】
12	・年末年始の健康管理 ・車両総点検 ・バスジャック、テロ対策	安全統括管理者（運管） 運行管理者、整備管理者	健康管理 年末年始車両安全総点検 テロに対する強化事項 安全マネジメント講習【12/4】
1	・冬道の事故防止 ・異常気象時の対処	安全統括管理者（運管）	雪によるトラブル防止対策 整管一般講習【1/14】
2	・自動ブレーキ、逸脱防止 警報装置について	安全統括管理者（運管）	新型車両の構造ほか
3	・事故予防ディスカッション ・車載救急箱の確認 ・車両総点検 ・安全マネジメント内部監査 ・新型コロナウイルス感染予防対策	運行管理者 安全統括管理者（運管）	ヒヤリハット等 車両総点検 安全マネジメントに係わるまとめ【4/1 コロナ感染対策による】 マスク着用及び手洗い、車内の除菌対策等

7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

運輸安全マネジメントが適切に機能しているかを検証する。社内・内部監査については自己チェックシートの活用により会社役員によって行う。

新型コロナウイルス感染予防対策により行動自粛のため4月1日に内部監査を行った。

●社内・内部監査

深川観光バス株式会社 本社 評価員 本社取締役 野坂 泰弘・浅井 昇

①実施日：令和2年4月1日

②監査目的：運輸安全マネジメントが適切に機能しているか等の全般的な業務検証

③対象：安全統括管理者、運行管理者、整備管理者

④監査内容：安全マネジメントの適合性及び有効性の両面から適切かつ効果的に業務が実施されているかを、実施記録とヒヤリングによって確認しました。

⑤監査結果：概ね適切に実施されていることを確認されました。

監査基準 0～5の6段階で評価

- | | |
|------------------|---|
| 1) 安全管理の考え方と計画 | 5 |
| 2) コミュニケーション | 5 |
| 3) 事故等情報の収集・活用 | 4 |
| 4) 安全管理体制における取組み | 4 |
| 5) 見直しと改善 | 4 |

⑥まとめ：安全性を段階的に向上させるためには安全管理体制の継続的な改善及び不断の取組みが不可欠であることから引き続き、経営トップが主体的にかつ積極的に関与して頂くことが重要である。

また、安全性評価認定で三度、北海道貸切バス適正化センターによる監査も運営、管理、教育、運行に係わる法令違反が無かったことが大きく法令遵守と重大事故「ゼロ」の継続を期待したいとの提言を受けた。

以上